

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき作成するものであり、新型インフルエンザや新たな感染症等が発生した場合においても、安全を最優先として運送の確保を図ることにより、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑えるようにするため、佐川急便株式会社（以下「当社」という。）が実施する新型インフルエンザ等対策の内容を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 新型インフルエンザ等対策において、特措法その他の法令に基づき、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関（以下、「関係機関」という）と連携協力し、新型インフルエンザ等対策業務（以下、「対策業務」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期する。業務の実施にあたっては、次の各号に留意する。

- (1) 平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
- (2) 広報、インターネット等を活用して、当社従業員に迅速に新型インフルエンザ等に関する情報を提供し、感染拡大を可能な限り抑止するよう努める。
- (3) 対策の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、新型インフルエンザ等が流行又は流行するおそれがある場合の状況に応じて当社が自主的に判断するものとする。
- (4) 対策の実施については、関係機関の協力を得ながら、当社従業員のほか、当社の実施する対策業務に従事する者の安全と健康について配慮する。
- (5) 関係機関から緊急物資の輸送等に関し指示が行われた場合には、特措法に基づき所要の業務を的確かつ迅速に実施する。
- (6) 政府による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の業務を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(活動体制の整備)

第3条 新型インフルエンザ等の流行の危機の未然防止や流行の最小化等を図ることを目的とする、平常時における活動は、当社リスクマネジメント規程に定めるリスクマネジメント会議等において行う。実施事項については、リスクマネジメント規程及びリスクマネジメント手順書に定める。

(情報収集・連絡体制の整備)

第4条 情報収集及び連絡体制の整備については、次の各号のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症について、当社従業員等のり患状況等に関しては、緊急情報システムにて情報収集する。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行により連絡担当者がり患した場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルート多重化、代行する従業員の指定等、障害発生時にも対応できる情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- (3) 平素から関係機関、世界保健機関等からの情報収集に努め、その情報を迅速かつ正確に社内周知する体制を確保する。

(参集体制の整備)

第5条 参集体制の整備については、次の各号のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階（初動期、対応期）に応じて、的確かつ迅速な対策業務の実施に必要な体制を速やかに確立するため、関係従業員の参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係従業員に周知する。必要な事項を定めるにあたっては、従業員若しくは従業員の家族のり患等により、従業員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準に関し必要な事項も併せて定める。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行が長期に及んだ場合に備えて、テレワークの活用や、従業員の交代要員の確保等に関する体制を整備する。

第3章 新型インフルエンザ等予防に関する事項

(当社施設等に関する備え)

- 第6条 平素から、新型インフルエンザ等の流行に備え、当社施設における感染防止対策に必要な資材や備品等の整備に努め、手指消毒、マスク着用、適切な換気等の基本的な感染対策を励行し、感染拡大を抑止するための対策を講じるよう努める。
- 2 科学的知見や科学的根拠に基づいた関係機関からの助言及び指導等に従い、安全確保のための対策を講じるよう努める。

(運送に関する備え)

- 第7条 関係機関が、緊急物資の運送を実施するための体制の整備を行うにあたっては、連絡先の提供、運送能力及び施設に関する情報の提供並びに協定の締結等必要な協力を行うよう努める。
- 2 新型インフルエンザ等流行時の緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、これらの実施体制の整備及び協力体制の構築に努める。

(備蓄)

- 第8条 対策業務のために必要な備蓄(例：マスク、消毒薬等の衛生用品等)を行う。また、長期の流行に対応できるよう準備に努める。
- 2 対策業務のための備蓄について、在庫数及び使用期限等の管理を適切に行う。
- 3 新型インフルエンザ等の流行が長期に及んだ場合においても、対策業務の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係機関との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

(教育・訓練の実施)

- 第9条 平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な対策業務の実施が可能となるよう社内における教育又は訓練を実施するとともに、関係機関が実施する対策業務についての訓練に参加するように努める。

第4章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項

(運送の確保)

- 第10条 緊急物資の運送については、次の各号のとおりとする。

- (1) 関係機関から緊急物資の運送の求めがあった場合には、車両又は資材の故障等により当該運送を行うことができない等正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行う。
 - (2) 緊急物資の運送の実施にあたっては、当該運送の求め等を行った者から提供される安全に関する情報等に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全確保に十分配慮する。また、状況等によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して、安全確保のため必要な措置を講じる。
- 2 運送の維持については、次の各号のとおりとする。
- (1) 新型インフルエンザ等の流行時において物資を適切に運送するために必要な措置を講じる。
 - (2) 運送に障害が生じた場合には、必要に応じ、関係機関に当該障害について連絡するとともに、協力を仰ぎ連携し、代替運送の確保に努める。

(活動体制の確立)

- 第11条 対策業務の実施体制として、当社リスクマネジメント規程や危機対応手順書に則り、統括対策本部や現地対策本部を設置する。また、その他設置に際しては、次の各号のとおりとする。
- (1) 政府対策本部が設置された場合には、速やかに本社に統括対策本部、支店に現地対策本部を設置する。
 - (2) 統括対策本部及び現地対策本部を設置したときは、本社は所管省庁を通じて政府対策本部に連絡を行う。
 - (3) 対策業務を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、関係従業員の参集を行う。
- 2 対策業務については、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生段階(初動期及び対応期)における政府の対策の考え方や方針が変遷することを踏まえ、安全確保を最優先に、状況の変化に応じて適切に実施する。

(情報連絡体制の確保)

- 第12条 情報収集及び報告については、次の各号のとおりとする。
- (1) 当社従業員のり患の状況、対策業務の実施状況、運送状況等情報を迅速に収集するものとし、統括対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ関係機関に報告する。
 - (2) 統括対策本部は、政府対策本部から新型インフルエンザ等の状況

や対策業務を実施するにあたり必要となる安全に関する情報等について収集を行うとともに、社内での共有を行う。

第5章 計画の適切な見直し

(計画の検討、変更)

第13条 本計画の内容につき毎年検討を加え、計画を変更する必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

- 2 変更を行った際は、所管省庁の大臣を経由して、内閣総理臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を当社ホームページ等において公表を行う。

付則

本計画は、平成26年2月から施行する。

付則（第2版）

平成27年5月31日改定 平成27年6月1日施行

付則（第3版）

令和7年3月31日改定 令和7年4月1日施行